



金沢市公報

第 2 4 8 4 号 の 2

平成17年(2005年)6月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

| 目 次 | ページ |
|--|-----|
| 告 示 | |
| 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の運用状況について (広報広聴課) | 1 |
| 生活保護法の規定に基づく医療扶助のための施術を担当させる者の指定について (生活支援課) | 3 |
| 生活保護法の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止について (") | 3 |
| 生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療を担当させる機関の指定について (") | 3 |
| 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止について (") | 4 |
| 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の休止について (") | 4 |
| 児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定について (障害福祉課) | 4 |
| 身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定について (") | 5 |
| 知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定について (") | 5 |

| | |
|--|----|
| 野田山墓地施設基準 (保健衛生課) | 5 |
| 道路の供用の開始について (道路管理課) | 6 |
| 市道の区域の変更について (") | 6 |
| 公 告 | |
| 金沢市基準該当居宅支援の事業を行う者の登録等に関する規則の規定による基準該当居宅支援の事業の廃止について (障害福祉課) | 7 |
| 建築基準法の規定に基づく道路の指定について (2件) (建築指導課) | 7 |
| 金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局) | 9 |
| 監査公表 | |
| 監査公表 (第16号) (監査事務局) | 10 |
| 公営企業告示 | |
| 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建設課) | 12 |
| 公営企業公告 | |
| 指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課) | 12 |
| 下水道排水設備工事事業者の指定について (") | 13 |

告 示

●金沢市告示第187号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年条例第2号)第47条の規定により、平成16年度における同条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成17年6月1日

金沢市長 山 出 保

第1 行政情報の公開について

1 公開の請求について

| | |
|-----------------|------|
| (1) 公開の請求受理件数 | 474件 |
| (2) 実施機関別請求受理件数 | |
| ア 市長 | 338件 |
| イ 教育委員会 | 42件 |
| ウ 選挙管理委員会 | 1件 |
| エ 監査委員 | 1件 |
| オ 農業委員会 | 1件 |
| カ 公平委員会 | 1件 |
| キ 固定資産評価審査委員会 | 1件 |

| | |
|-------------|-----|
| ク 金沢美術工芸大学長 | 9件 |
| ケ 公営企業管理者 | 40件 |
| コ 消防長 | 4件 |
| サ 議会 | 36件 |

(3) 決定内容別件数

| | |
|--------|-----------------|
| ア 公開 | 259件 |
| イ 一部公開 | 178件 |
| ウ 非公開 | 35件 (うち不存在 33件) |
| エ 取下げ | 2件 |
| オ 却下 | 0件 |

(4) 不服申立件数 1件

2 任意的な公開の申出について

(1) 公開の申出受理件数 15件

(2) 実施機関別申出受理件数

| | |
|------------|-----|
| ア 市長 | 12件 |
| イ 公営企業管理者 | 2件 |
| ウ 消防長 | 1件 |
| エ その他の実施機関 | 0件 |

(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、金沢美術工芸大学長及び議会)

(3) 決定内容別件数

| | |
|--------|---------------|
| ア 公開 | 5件 |
| イ 一部公開 | 6件 |
| ウ 非公開 | 2件 (うち不存在 2件) |
| エ 取下げ | 2件 |

第2 個人情報の保護について

1 自己情報の記録の公開の請求について

(1) 公開の請求受理件数 21件

| | |
|------------|-----|
| ア 市長 | 20件 |
| イ 公営企業管理者 | 1件 |
| ウ その他の実施機関 | 0件 |

(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、金沢美術工芸大学長、消防長及び議会)

(2) 決定内容別件数

| | |
|--------|---------------|
| ア 公開 | 18件 |
| イ 一部公開 | 0件 |
| ウ 非公開 | 3件 (うち不存在 2件) |
| エ 取下げ | 0件 |

2 自己情報の記録の訂正の請求受理件数 0件

3 自己情報の記録の削除の請求について

(1) 削除の請求受理件数 1件

| | |
|------------|----|
| ア 市長 | 1件 |
| イ その他の実施機関 | 0件 |

(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、金沢美術工芸大学長、公営企業管理者、消防長及び議会)

(2) 決定内容別件数

| | |
|------|----|
| ア 削除 | 0件 |
| イ 拒否 | 1件 |

4 自己情報の記録の目的外利用等の中止の請求受理件数 0件

5 個人情報の目的外利用等について

(1) 個人情報の目的外利用等の届出件数 51件

ア 目的外利用 32件

イ 外部提供 19件

(2) 実施機関別届出件数

ア 市長 49件

イ 教育委員会 2件

ウ その他の実施機関 0件

(選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、金沢美術工芸大学長、
公営企業管理者、消防長及び議会)

●金沢市告示第188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成17年6月1日

金沢市長 山 出 保

| 施 術 者 | | 施 術 所 | | 指定年月日 |
|---------|----------------|-----------|----------------|-----------|
| 氏 名 | 住 所 | 名 称 | 所 在 地 | |
| 清 水 浩 幸 | 金沢市金石北1丁目8番14号 | わく接骨院 | 金沢市金石東3丁目5番1号 | 平成17年4月1日 |
| 上 浜 昌 喜 | 金沢市八日市出町258番地5 | かみはま鍼灸整骨院 | 金沢市八日市出町258番地5 | 平成17年4月1日 |
| 普輪崎 文 子 | 金沢市千日町6番5号 | さくら接骨院 | 金沢市千日町6番5号 | 平成17年4月6日 |

●金沢市告示第189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成17年6月1日

金沢市長 山 出 保

| 施 術 者 | | 施 術 所 | | 廃止年月日 |
|---------|----------------|---------|-----------------------|------------|
| 氏 名 | 住 所 | 名 称 | 所 在 地 | |
| 普輪崎 文 子 | 金沢市黒田2丁目112番地2 | さくら接骨院 | 金沢市黒田2丁目112番地2 | 平成17年3月30日 |
| 吉 田 進 | 金沢市千日町6番5号 | しらぎく接骨院 | 金沢市千日町6番5号 | 平成17年3月31日 |
| 藤 抜 龍 治 | 金沢市松寺町子53番地3 | 浅ノ川接骨院 | 金沢市諸江町下丁229番地2 Nビル103 | 平成17年3月31日 |

●金沢市告示第190号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成17年6月1日

金沢市長 山 出 保

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|------|----------------|------------|
| 荒木薬局 | 金沢市福久1丁目123番地1 | 平成17年3月22日 |

| | | |
|------------------|------------------|------------|
| トモコ薬局 | 金沢市笠舞3丁目2番30号 | 平成17年3月22日 |
| 医療法人社団 ママBBクリニック | 金沢市木越町ト5番地1 | 平成17年4月1日 |
| 医療法人 まんまる上川医院 | 金沢市大手町9番13号 | 平成17年4月1日 |
| 泉野出町らいふ薬局 | 金沢市泉野出町1丁目19番25号 | 平成17年4月1日 |
| 北陸大学附属ほがらか薬局 | 金沢市金川町ホ3番地 | 平成17年4月1日 |
| いよベクリニック | 金沢市小坂町南675番地 | 平成17年4月4日 |

●金沢市告示第191号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から医療機関を廃止する旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成17年6月1日

金沢市長 山 出 保

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|-------------|----------------|------------|
| ママBBクリニック | 金沢市木越町ト5番地1 | 平成17年3月31日 |
| 上川医院 | 金沢市大手町9番13号 | 平成17年3月31日 |
| じゅんわ歯科クリニック | 金沢市吉原町ヨ104番地 | 平成17年3月31日 |
| 小坂小児科医院 | 金沢市大樋町1番1号 | 平成17年3月31日 |
| トモコ薬局 | 金沢市三口新町2丁目3番6号 | 平成17年3月31日 |

●金沢市告示第192号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から医療機関を休止する旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成17年6月1日

金沢市長 山 出 保

| 名 称 | 所 在 地 | 休止年月日 |
|----------|--------------|-----------|
| ふじむら眼科医院 | 金沢市玉川町13番地14 | 平成17年3月1日 |

●金沢市告示第193号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の23の規定により告示します。

平成17年6月1日

金沢市長 山 出 保

| 指定居宅支援事業者の名称 | 事業所番号並びに事業所の名称及び所在地 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 | 指 定 年月日 | サービ スの種類 |
|--------------|--|---|---------------|-------------|
| 株式会社 アヤカ | (1) 事業所番号 17201300039117 (2) 事業所の名称及び所在地 ケアセンター・アヤカ 金沢市大豆田本町八17番地2 | (1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社 アヤカ 金沢市大豆田本町八17番地2 (2) 代表者の氏名及び住所 代表取締役 折橋 恵子 富山県高岡市御旅屋町89番地 | 平成17年 6月1日 | 居宅介護 |

| | | | | |
|----------------------|--|--|---------------|------|
| 地域生活支援センター オープンセサミ城南 | (1) 事業所番号 17201300041113 (2) 事業所の名称及び所在地 地域生活支援センター オープンセサミ城南 金沢市城南1丁目11番1号 | (1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人 松原愛育会 金沢市上中町イ67番2 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 柳下 道子 金沢市笠舞1丁目11番27号 | 平成17年 6月1日 | 居宅介護 |
|----------------------|--|--|---------------|------|

●金沢市告示第194号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定したので、同法第17条の23の規定により告示します。

平成17年6月1日

金沢市長 山 出 保

| 指定居宅支援事業者の名称 | 事業所番号並びに事業所の名称及び所在地 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 | 指 定 年月日 | サービ スの種類 |
|----------------------|--|--|---------------|-------------|
| 地域生活支援センター オープンセサミ城南 | (1) 事業所番号 17201100061113 (2) 事業所の名称及び所在地 地域生活支援センター オープンセサミ城南 金沢市城南1丁目11番1号 | (1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人 松原愛育会 金沢市上中町イ67番2 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 柳下 道子 金沢市笠舞1丁目11番27号 | 平成17年 6月1日 | 居宅介護 |

●金沢市告示第195号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定したので、同法第15条の23の規定により告示します。

平成17年6月1日

金沢市長 山 出 保

| 指定居宅支援事業者の名称 | 事業所番号並びに事業所の名称及び所在地 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 | 指 定 年月日 | サービ スの種類 |
|----------------------|--|---|---------------|-------------|
| 株式会社 アヤカ | (1) 事業所番号 17201200075112 (2) 事業所の名称及び所在地 ケアセンター・アヤカ 金沢市大豆田本町八17番地2 | (1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社 アヤカ 金沢市大豆田本町八17番地2 (2) 代表者の氏名及び住所 代表取締役 折橋 恵子 富山県高岡市御旅屋町89番地 | 平成17年 6月1日 | 居宅介護 |
| 地域生活支援センター オープンセサミ城南 | (1) 事業所番号 17201200077118 (2) 事業所の名称及び所在地 地域生活支援センター オープンセサミ城南 金沢市城南1丁目11番1号 | (1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人 松原愛育会 金沢市上中町イ67番2 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 柳下 道子 金沢市笠舞1丁目11番27号 | 平成17年 6月1日 | 居宅介護 |

●金沢市告示第196号

金沢市墓地条例施行規則（平成4年規則第48号）第5条第2項の規定による野田山墓地（平成11年から平成13年までの間に造成された区域に限る。）における墓碑等の施設基準を次のとおり定める。

平成17年6月1日

金沢市長 山 出 保

野田山墓地施設基準

- 1 墓碑その他の工作物（以下「墓碑等」という。）の設置、改修、模様替え等をするときには、環境に調和し、各区域ごとの統一的基調を損なわないようにしなければならない。
- 2 墓碑は、使用の許可を受けた墓地（以下「使用地」という。）の1区画に1基のみ設置することができる。ただし、10平方メートルを超える区画の使用地において、市長の承認を受けた場合は、同一世帯の焼骨を埋蔵する墓碑に限り、複数の墓碑を設置することができる。
- 3 墓碑等を設置するときは、十分な基礎処理を施し、傾倒しないようにしなければならない。
- 4 使用地には、上屋類、板塀、コンクリートブロック塀等の塀類及び竹垣を設置し、又は植樹をしてはならない。
- 5 使用地においては、雨水等の地下浸透を妨げるような施工を行ってはならない。
- 6 墓碑等の設置基準は、次のとおりとする。
 - (1) 墓碑の高さは、次のとおりとする。
 - ア 10平方メートル以下の区画 使用地の自然地盤から220センチメートル以内
 - イ 10平方メートルを超える区画 使用地の自然地盤から270センチメートル以内
 - (2) 墓碑の設置に当たっては、台石背部と背割線とを平行とし、かつ、その間隔を次のとおりとする。
 - ア 10平方メートル未満の区画 25センチメートル
 - イ 10平方メートル以上の区画 30センチメートル
 - (3) 使用地に囲障を設置するときは、その材質は、石材又は擬石によるものとし、その高さは、使用地の自然地盤から30センチメートル（囲障の上部に玉垣を設置する場合にあっては、使用地の自然地盤から65センチメートル）を超えてはならない。
 - (4) 盛土は、囲障を設置する場合に限りすることができるものとし、その高さは、使用地の自然地盤から25センチメートルを超えてはならない。
 - (5) 使用地に設置することができる墓碑以外の工作物は、花立、墓誌、灯ろう及び腰掛け等とする。

●金沢市告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成17年6月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成17年6月1日

金沢市長 山 出 保

| 路 線 名 | 区 間 | 供用開始日 |
|---------------|------------------------|-----------|
| 1級幹線51号みどり団地線 | みどり3丁目5番先からみどり2丁目7番先まで | 平成17年6月1日 |

●金沢市告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成17年6月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成17年6月1日

金沢市長 山 出 保

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 新旧の別 | 幅員 (m) | 延長 (m) |
|-------|---------------|---------------|------|-----------|--------|
| 一級幹線 | 1級幹線51号みどり団地線 | みどり3丁目 5番 先から | 旧 | 16.0～21.0 | 135 |
| | | みどり2丁目 7番 先まで | 新 | 8.6～12.4 | 152 |

公 告

金沢市基準該当居宅支援の事業を行う者の登録等に関する規則（平成15年規則第8号）第7条第3項の規定により、基準該当居宅支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同規則第10条の規定により公告します。

平成17年6月1日

金沢市長 山 出 保

| 名 称 | 居宅支援の種類 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|-------|----------------------------------|-------------|------------|
| M A P | 身体障害者居宅介護 知的障害者居宅介護 児童居宅介護 | 金沢市扇町11番31号 | 平成17年3月31日 |

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路として、平成17年5月23日に次のとおり指定したので公告します。

平成17年6月1日

金沢市長 山 出 保

| 路 線 名 | 道 路 と し て 指 定 し た 区 間 | | | |
|------------------|-----------------------------------|----------------------------------|-------|-------|
| | 起 点 | 終 点 | 幅員(m) | 延長(m) |
| 都市計画道路 畷田寺中町線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内32街区6番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内17街区2番先 | 18.00 | 557.8 |
| 14-1号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内9-2街区2番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内63街区1番先 | 14.00 | 328.3 |
| 12-1号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内21街区10番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内25街区15番先 | 12.00 | 225.9 |
| 10-1号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内30街区8-1番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内29街区11番先 | 10.00 | 80.8 |
| 8-1号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内6街区8番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内2街区10番先 | 8.00 | 153.4 |
| 8-2号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内27街区2番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内27街区1番先 | 7.95 | 29.2 |
| 8-3号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内29街区13-2番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内28街区1番先 | 8.00 | 125.6 |
| 8-4号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内30街区5番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内30街区8-1番先 | 7.60 | 43.8 |
| 8-5号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内33街区6-1番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内53街区1番先 | 8.00 | 402.2 |
| 8-6号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内47街区3番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内48街区20番先 | 8.00 | 136.1 |
| 8-7号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内60-1街区1番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内60街区1番先 | 8.00 | 14.5 |
| 8-8号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内38街区20番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内39街区9番先 | 8.00 | 104.2 |
| 8-9号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内52街区2番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内51街区1番先 | 8.00 | 233.5 |
| 8-10号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内63街区1番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内63街区1番先 | 8.00 | 34.0 |

| | | | | |
|----------|------------------------------------|------------------------------------|------|-------|
| 7 - 1号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内11街区13番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内12街区1番先 | 6.85 | 209.4 |
| 7 - 2号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内27街区3番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内17街区44番先 | 6.65 | 284.9 |
| 6 - 2号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内4街区23 - 1番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内4街区13番先 | 6.00 | 117.2 |
| 6 - 3号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内2街区5番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内1街区4番先 | 6.00 | 110.9 |
| 6 - 4号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内2街区6番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内3街区2 - 1番先 | 6.00 | 95.9 |
| 6 - 5号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内5街区9番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内4街区12番先 | 6.00 | 126.7 |
| 6 - 6号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内5街区10番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内7街区1 - 1番先 | 6.00 | 258.2 |
| 6 - 7号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内10街区2番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内12街区9番先 | 6.00 | 150.7 |
| 6 - 8号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内12街区10番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内12街区1番先 | 6.00 | 129.3 |
| 6 - 9号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内14街区7番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内14街区11番先 | 6.00 | 173.8 |
| 6 - 12号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内17街区30番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内17街区22番先 | 6.00 | 178.5 |
| 6 - 13号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内21街区8番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内21街区1 - 1番先 | 6.00 | 105.4 |
| 6 - 14号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内22街区4番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内22街区3番先 | 6.00 | 65.0 |
| 6 - 15号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内23街区2番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内22街区1番先 | 6.00 | 93.9 |
| 6 - 16号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内23街区8番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内24街区10番先 | 6.00 | 121.5 |
| 6 - 17号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内26街区2番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内24街区1番先 | 6.00 | 167.4 |
| 6 - 18号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内30街区9番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内30街区1番先 | 6.00 | 64.8 |
| 6 - 19号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内33街区4番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内34 - 1街区8番先 | 6.00 | 114.0 |
| 6 - 20号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内37街区1番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内37街区5番先 | 6.00 | 58.0 |
| 6 - 21号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内37街区6 - 1番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内37街区5番先 | 6.00 | 73.0 |
| 6 - 22号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内39街区9番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内38街区1番先 | 6.00 | 197.2 |
| 6 - 23号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内38街区19番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内38街区9番先 | 6.00 | 108.2 |
| 6 - 24号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内40街区13番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内40街区1番先 | 6.00 | 146.0 |

| | | | | |
|----------|---------------------------------------|---------------------------------------|------|-------|
| 6 - 25号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内41街区 6 番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内41街区 3 番先 | 6.00 | 72.0 |
| 6 - 26号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内42街区 8 - 2 番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内42街区 2 番先 | 6.00 | 96.0 |
| 6 - 27号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内43街区 11番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内41街区 1 番先 | 6.00 | 255.5 |
| 6 - 29号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内40街区 14番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内44街区 1 番先 | 6.00 | 153.4 |
| 6 - 30号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内47街区 6 番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内46街区 2 番先 | 6.00 | 114.7 |
| 6 - 31号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内48街区 14番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内48街区 11番先 | 6.00 | 69.8 |
| 6 - 34号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内54 - 2 街区 8 番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内54 - 2 街区 2 番先 | 6.00 | 72.8 |
| 6 - 35号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内60 - 2 街区 1 番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内59街区 1 番先 | 6.00 | 334.4 |
| 6 - 37号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内60街区 2 番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内54 - 2 街区 1 番先 | 6.00 | 149.5 |
| 6 - 38号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内56街区 5 番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内56街区 1 番先 | 6.00 | 92.6 |
| 6 - 39号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内60 - 2 街区 3 番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内60 - 2 街区 2 番先 | 6.00 | 46.8 |
| 6 - 40号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内54 - 1 街区 5 番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内54 - 1 街区 1 番先 | 6.00 | 54.8 |
| 6 - 41号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内35 - 1 街区 2 番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内34 - 1 街区 1 番先 | 6.00 | 136.6 |
| 5 - 1号線 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内32街区 6 番先 | 金沢市木曳野土地区画整理事業 施行地区内32街区 6 番先 | 5.00 | 9.1 |

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路として、平成17年5月24日に次のとおり指定したので公告します。

平成17年6月1日

金沢市長 山 出 保

| 路 線 名 | 道 路 と し て 指 定 し た 区 間 | | | |
|--------------|--|---|-------|-------|
| | 起 点 | 終 点 | 幅員(m) | 延長(m) |
| 3.2.1 金沢駅通り線 | 金沢市武蔵北地区第一種市街地再開 発事業（第三・第四工区） 施行区域内本町1丁目385番1先 | 金沢市武蔵北地区第一種市街地再開 発事業（第三・第四工区） 施行区域内本町1丁目440番先 | 36.00 | 57.0 |
| 7.6.5 本町1丁目線 | 金沢市武蔵北地区第一種市街地再開 発事業（第三・第四工区） 施行区域内本町1丁目419番先 | 金沢市武蔵北地区第一種市街地再開 発事業（第三・第四工区） 施行区域内本町1丁目445番先 | 9.00 | 120.0 |

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成17年6月1日

監 査 公 表

●金沢市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した工事監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成17年6月1日

金沢市監査委員 山 形 紘 一
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 上 田 忠 信
 金沢市監査委員 増 江 啓

1 監査対象

(1) 石川県金沢食肉流通センター建設工事

農林総務課

| 工事場所 | 請負業者 (契約方法) | 契約金額 | 契約年月日 | 着工年月日 | 竣工(契約) 年 月 日 | 監査期間 | 実査年月日 |
|---------------|---|--------------------|----------------|----------------|--|--------------------------------------|--|
| 才田町 戊337番地 | 前田・花木 特定建設工事 共同企業体 (制約付一般 (競争入札)) | 5,804,400,000 円 | 平成14年 3月20日 | 平成14年 3月20日 | 平成16年 12月7日 (平成17年 3月31日) | 平成14年 5月7日 ~ 平成17年 5月25日 | 平成14年 10月30日 平成16年 1月29日 平成16年 12月10日 |

(2) 平成16年度 第5次拡張事業 四十万配水本管(押野3丁目・西金沢3丁目地内) 布設工事
建設課

| 工事場所 | 請負業者 (契約方法) | 契約金額 | 契約年月日 | 着工年月日 | 竣工(契約) 年 月 日 | 監査期間 | 実査年月日 |
|-----------------------|---------------------|-----------------|----------------|----------------|--|--------------------------------------|---------------------------------|
| 押野3丁目 西金沢3丁目 地内 | 大鉄工業(株) (一社随意契約) | 67,200,000 円 | 平成16年 7月30日 | 平成16年 7月31日 | 平成17年 3月28日 (平成17年 3月30日) | 平成16年 9月1日 ~ 平成17年 5月25日 | 平成16年 11月1日 平成17年 4月4日 |

(3) 上寺津発電所自動制御装置取替工事

上水・発電課

| 工事場所 | 請負業者 (契約方法) | 契約金額 | 契約年月日 | 着工年月日 | 竣工(契約) 年 月 日 | 監査期間 | 実査年月日 |
|---------------------------|--------------------------------------|------------------|----------------|----------------|--|--------------------------------------|--------------------------------|
| 上寺津町 丙の部23番地 上寺津発電所 | 横河電機(株) 北陸支店 (公募型指名 (競争入札)) | 136,500,000 円 | 平成15年 12月9日 | 平成15年 12月9日 | 平成17年 3月25日 (平成17年 3月25日) | 平成16年 2月2日 ~ 平成17年 5月25日 | 平成17年 1月7日 平成17年 4月5日 |

(4) 東金沢駅通り線道路整備工事

都市計画課

| 工事場所 | 請負業者 (契約方法) | 契約金額 | 契約年月日 | 着工年月日 | 竣工(契約) 年 月 日 | 監査期間 | 実査年月日 |
|---------------------|----------------------------|-------------------------|---------------|----------------|------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 小坂町 高柳町 三池町地内 | (株)リクケン (公募型指名 競争入札) | 74,146,800 ^円 | 平成16年 8月9日 | 平成16年 8月10日 | 平成17年 3月30日 (平成17年 3月31日) | 平成16年 8月9日 ~ 平成17年 5月25日 | 平成16年 12月13日 平成17年 4月11日 |

(5) 夕日寺小学校外構整備工事
教育総務課

| 工事場所 | 請負業者 (契約方法) | 契約金額 | 契約年月日 | 着工年月日 | 竣工(契約) 年 月 日 | 監査期間 | 実査年月日 |
|------------|---------------------------|--------------------------|---------------|---------------|------------------------------------|--------------------------------------|----------------|
| 東長江町 地内 | (株)竹松組 (公募型指名 競争入札) | 101,889,900 ^円 | 平成16年 6月9日 | 平成16年 6月9日 | 平成17年 3月25日 (平成17年 3月25日) | 平成16年 8月2日 ~ 平成17年 5月25日 | 平成17年 4月18日 |

(6) 諸江町小学校プール築造工事
教育総務課

| 工事場所 | 請負業者 (契約方法) | 契約金額 | 契約年月日 | 着工年月日 | 竣工(契約) 年 月 日 | 監査期間 | 実査年月日 |
|--------------|--------------------|-------------------------|----------------|----------------|------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 北安江2丁目 地内 | (株)高田組 (指名競争入札) | 90,150,900 ^円 | 平成16年 7月26日 | 平成16年 7月26日 | 平成17年 3月25日 (平成17年 3月25日) | 平成16年 9月1日 ~ 平成17年 5月25日 | 平成17年 2月4日 平成17年 4月19日 |

(7) 金沢駅東広場地上部整備工事
都市計画課

| 工事場所 | 請負業者 (契約方法) | 契約金額 | 契約年月日 | 着工年月日 | 竣工(契約) 年 月 日 | 監査期間 | 実査年月日 |
|---------------------------|--|--------------------------|----------------|----------------|------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 金沢駅北土地 区画整理事業 施行地区内 | 清水・豊蔵・高田 特定建設工事 共同企業体 (制約付一般 競争入札) | 685,335,000 ^円 | 平成15年 9月22日 | 平成15年 9月22日 | 平成17年 3月23日 (平成17年 3月31日) | 平成15年 11月4日 ~ 平成17年 5月25日 | 平成17年 2月21日 平成17年 4月25日 |

(8) 金沢駅東広場植栽工事
都市計画課

| 工事場所 | 請負業者 (契約方法) | 契約金額 | 契約年月日 | 着工年月日 | 竣工(契約) 年 月 日 | 監査期間 | 実査年月日 |
|---------------------------|---|-------------------------|----------------|----------------|------------------------------------|--------------------------------------|----------------|
| 金沢駅北土地 区画整理事業 施行地区内 | 清水・豊蔵・高田 特定建設工事 共同企業体 (一社随意契約) | 50,014,650 ^円 | 平成17年 1月13日 | 平成17年 1月13日 | 平成17年 3月30日 (平成17年 3月31日) | 平成17年 3月4日 ~ 平成17年 5月25日 | 平成17年 4月25日 |

2 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、上田忠信、増江啓、中西勝之、小津正昭、安達前、高村佳伸、澤飯英樹、出石輝夫、近藤義昭

以下、監査委員の退任及び就任は次のとおりである。

- ・中西勝之は平成15年3月31日に退任し、代わって同年4月1日に近藤義昭が就任した。

- ・小津正昭、安達前は平成15年5月1日に退任し、代わって同月15日に高村佳伸、出石輝夫が就任した。
- ・高村佳伸は平成16年3月24日に退任し、代わって同月25日に澤飯英樹が就任した。
- ・澤飯英樹、出石輝夫は平成17年3月24日に退任し、代わって同月25日に上田忠信、増江啓が就任した。
- ・近藤義昭は平成17年3月31日に退任し、代わって同年4月1日に山形紘一が就任した。

3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を実地監査した。

4 監査の結果

(1) 設計に関する事項

設計及び設計内容については、適正と認められた。

(2) 施工に関する事項

施工、施工管理及び検査については、適正に執行されていた。

(3) 事務手続に関する事項

契約等の事務手続については、適正に執行されていた。

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第12号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成17年6月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成17年6月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

- (1) 田上町、田上1丁目、田上新町、田上第5土地区画整理事業地及び田上本町土地区画整理事業地の各一部
- (2) 観音堂町、八田町、才田町、堅田町、塚崎町、東蚊爪町1丁目、東蚊爪町2丁目、湊1丁目、無量寺町及び木曳野土地区画整理事業地の各一部
- (3) 福増町及び中屋町の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

- (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
- (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
- (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市下安原町東1301番地
名称 犀川左岸浄化センター

5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成17年6月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の

規定により公告します。

平成17年6月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

| 指定番号 | 商号又は法人名 | 所在地 |
|------|--------------|-----------------|
| 462 | 共同設備 | 金沢市田上1丁目116番地 |
| 463 | 有限会社 スマイルテック | 河北郡津幡町字庄リ87番地1 |
| 464 | E C 設備 | 金沢市中屋東5街区1番 |
| 465 | 加賀建築設備 | 七尾市中島町小牧夕部123番地 |

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成17年6月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成17年6月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

| 指定番号 | 商号又は法人名 | 所在地 |
|------|--------------|-----------------|
| 467 | 共同設備 | 金沢市田上1丁目116番地 |
| 468 | 有限会社 スマイルテック | 河北郡津幡町字庄リ87番地1 |
| 469 | E C 設備 | 金沢市中屋東5街区1番 |
| 470 | 加賀建築設備 | 七尾市中島町小牧夕部123番地 |

平成17年(2005年)6月1日 印刷
平成17年(2005年)6月1日 発行

定価 120円

発行人
発行所
印刷者
印刷所

石川県金沢市玉銚4丁目166番地
石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄